

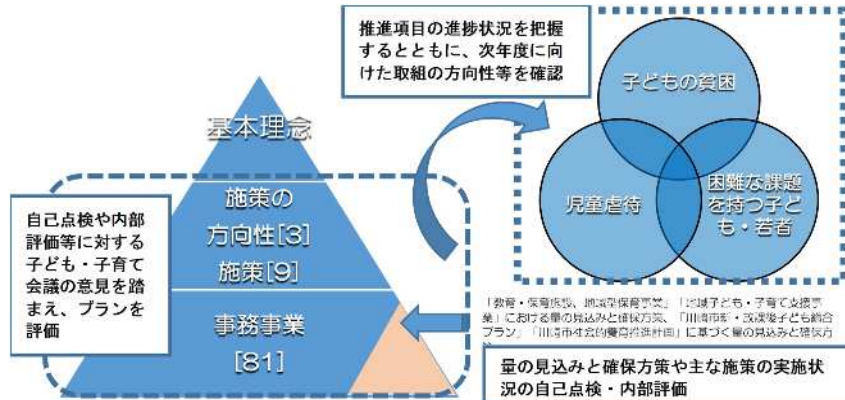
1. プランの進行管理の考え方

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」は、令和4年度から令和7年度までを計画期間として策定しており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性、9つの施策に基づく81の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章については、「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みと確保方策のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込みと確保方策を記載しています。

本プランの進行管理については、「川崎市総合計画第3期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する81の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、3つの施策の方向性について、事業の達成状況等を踏まえ、総合的な評価を行うとともに、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素等を踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

併せて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況等について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示します。また、プランに位置づけた量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。



3. 点検・評価の結果(事業全体)

事業全体の達成度は、81の事務事業のうち、「2 目標を上回って達成」が1事業、「3 ほぼ目標どおり」が71事業、「4 目標を下回った」が9事業となっています。

2. 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

(1) 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
1	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
2	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
3	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
4	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
5	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

(2) 事業の貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を3段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A. 貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B. やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれ程強くないものの、施策を支えている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B. やや貢献している」とする。なお、当該年度の取組内容の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A. 貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C. 貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。
C	貢献の度合いが薄い	

(3) 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
I	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
II	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
III	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合(計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「I」とする。)
IV	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合(計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「I」とする。)
V	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
VI	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

	事業の達成度			施策への貢献度		今後の事業の方向性		
	2 目標を上回って達成	3 ほぼ目標どおり	4 目標を下回った	A 貢献している	B やや貢献している	I 現状のまま継続	II 改善しながら継続	III 事業規模拡大
令和5年度	2	71	8	53	28	9	68	4
令和6年度	1	71	9	55	26	10	69	2

4. 点検・評価の結果(第4章 3つの施策の方向性及び81の事務事業を踏まえた9つの施策ごとの評価)

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

(1) 事業の達成度

施策の方向性Ⅰは施策1～4で構成され、それに紐づく30の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「2 目標を上回って達成した事務事業」が1事業(3.3%)、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が25事業(83.4%)、「4 目標を下回った事務事業」が4事業(13.3%)であり、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」、「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2) 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が21事業(70%)、「B やや貢献している事務事業」が9事業(30%)であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3) 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」が6事業(20%)、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が24事業(80%)であり、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅰに属する事務事業において、主な新たな取組として、令和6年11月に地域子育て支援センターつちぶちを多摩区保育・子育て総合支援センター内に開所したほか、令和7年1月から1か月児健診の費用の一部助成を開始するとともに、令和6年10月分から児童手当の支給対象年齢を高校生世代まで拡充、所得制限の撤廃等の制度拡充をしました。

達成度2とした事業は、「2(2)母子保健指導・相談事業」です。里帰り中の母子を含めた乳児家庭全戸訪問の実施や、産後ケア事業の拡充などの取組により、訪問の実施率、利用率が向上したことにより、目標を上回ったことを評価しました。

達成度を4とした4事業は、「2(6)わくわくプラザ事業」、「2(7)青少年教育施設の管理運営事業」、「2(8)いこいの家・いきいきセンターの運営」、「3(6)地域の寺子屋事業」です。「2(6)わくわくプラザ事業」、「2(7)青少年教育施設の管理運営事業」、「2(8)いこいの家・いきいきセンターの運営」については、ICTを活用した取組を実施するなど、新しい生活様式に対応する事業の充実に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者数の減少は回復傾向にあります。コロナ禍に活動停止した団体が多数あること、猛暑の影響で夏季の乳幼児や小学生の利用者が減少したことなどから実績は目標を下回りました。「3(6)地域の寺子屋事業」では、担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題から実績は目標を下回りましたが、地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和5年度の95か所から令和6年度は99か所まで着実に増加しました。

(5) 各施策の評価等

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

総合的な評価	■子どもの意見を聴く仕組みとして、「子ども・若者の“声”募集箱」を実施しました。寄せられた声は、市政運営の参考にするとともに、市長メッセージや市の考え方を子ども・若者が分かりやすい表現等でホームページに掲載し、フィードバックしました。また、寄せられた声の内容を参考に、動画による市長メッセージの配信を開始しました。さらに、事業紹介のホームページについて、子どもや若者にとって、親しみやすく、より情報収集・発信ができるように、リニューアルしました。これらの取組により、多様な主体との協働・連携のもと、子どもの意見表明・参加の機会を増やすことができました。 ■ふれあい子育てサポート事業について、子育てヘルパー会員登録者数の増加を目指し、会員募集の広報の充実のほか、年4回の子育てヘルパー会員登録研修会を、希望者が受講しやすいよう研修のオンライン化や託児付きの研修の実施等の取り組みを行いました。子育てヘルパー会員平均登録者数及びふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数について、前年度の数値から回復傾向にあり、子育てヘルパー会員登録研修会の開催等、今後も粘り強く利用促進のための広報の充実に努め、ふれあい子育てサポート事業を通じて子育て家庭を地域社会全体で支える取組を推進していきます。 ■小児医療費助成事業について、令和5年9月に、通院医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡大し所得制限を撤廃したことによる制度拡充も含めて、子どもが病気の時に安心して必要な医療を受けることができる環境整備を進め、子育て家庭の経済的負担の軽減に寄与しており、安心して子育てできる環境づくりに貢献しました。など
子どもの意見・子育て会議の評価	■「子ども・若者の“声”募集箱」については、寄せられた声から動画メッセージを開始するなど、子どもたちの意見表明・参加の機会の一つとして、寄せられた意見の内容をしっかりと確認し適切なフィードバックを行い、効果的な制度運用が図られることを期待します。 ■ふれあい子育てサポート事業については、ヘルパー会員登録研修会の開催やヘルパー会員募集及び利用促進のための広報の充実等に努め、前年度より登録者等が増加したことを評価します。ヘルパー会員平均登録数等は目標を下回っていることから、引き続き、市民が互いに支え合う子育て援助活動等を促進することで、子育て家庭の負担感・不安感の緩和を図り、安心して子育てできる環境づくりを望みます。 ■小児医療費助成事業については、引き続き、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりがなされることを期待します。など
今後の取組	■子ども・若者未来応援事業においては、「子ども・若者の“声”募集箱」について、より多くの子ども・若者の意見表明の機会となるよう広報・周知を積極的に行います。また、届いた声に対する子どもたちへのフィードバックの手法の改善を図りながら、効果的な制度運用に取り組んでいきます。 ■地域子育て支援センター事業、利用者支援事業、ふれあい子育てサポート事業及び地域における子育て支援活動により、子育てに負担感・不安感を持つ家庭への地域における相談・支援体制づくりを推進するとともに、子育てに関する効果的な情報提供を行っていきます。なお、「ふれあい子育てサポートセンターの利用者数」は目標未達成となっていますが、回復基調にあることから引き続き、運営団体と連携し、広報等の強化を行うとともに、ヘルパー会員の確保等の取組を進めていきます。 ■小児医療費助成事業について、助成対象者への適正な支給を通じて安心して必要な医療を受けることができる環境整備を進めるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいきます。など

施策2 子どものすこやかな成長の促進

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

総合的な評価	■「わくわくプラザ事業」でも、わくわくプラザの登録率が目標を下回りましたが、四半期ベースで見ると徐々に回復傾向にあり、全ての小学生にとって、安全・安心な放課後の居場所として、大きな役割を果たしました。今後、登録方法の簡略化等を行い、登録率の向上を図りつつ、小学生の安全・安心な放課後の居場所の提供を行います。など
会議の意見・評価	子ども・子育て ■わくわくプラザ事業について、全わくわくプラザに入退室管理システムを導入し、紙の管理カードを廃止して利便性の向上を図ったことや、登録率が前年度より増加したことを評価します。設置か所については令和5年度と比較し同数となっているため、登録数が増え、利用児童数が増加しても施設運営ができるように調整されることを期待します。今後も、全ての小学生を対象とした放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりの推進や、学校や家庭、地域と連携した子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実、わくわくプラザの登録率の改善を望みます。など
今後の取組	■わくわくプラザ事業について、令和7年度からは、市内115か所の市立小学校において、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めます。さらに、基本的な感染症対策とその呼びかけを継続しながら、入退室管理システムを活用し児童の安全性及び保護者の利便性向上を促進し、放課後の安全・安心な居場所と多種多様な体験活動の場を提供することで、わくわくプラザの登録率の改善を図ります。令和7年度に全わくわくプラザで、夏季休業期間中の配食サービスに関するモデル実施を行い、保護者の負担軽減を図ります。また、学校と調整し、必要な設備等確保しながら、運営していきます。など

施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

総合的な評価	■昨年度設置できなかった4校を含め、44校で新たにコミュニティスクールを設置し、計136校設置の目標値を達成しました。設置済みの全コミュニティ・スクールを訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら適正な運営確保のために、指導・助言を行い、学校・家庭・地域の連携・協力・理解を進めました。引き続き、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりをおこなっていきます。など
会議の意見・評価	子ども・子育て ■地域等による学校運営への参加促進事業の地域の学校運営参画を目的とした学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡充について、令和5年度に設置された44校に続き、令和6年度は昨年度設置できなかった4校を含め、新たに44校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置されたことを評価します。設置を調整している学校については引き続き支援を行い、設置に努め、地域に開かれた信頼される学校づくりと地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが推進されることを期待します。など

今後の取組	■地域等による学校運営への参加促進事業における学校運営協議会の設置については、令和7年度に全校に設置（新規39校）することで、全ての学校において、地域等との連携・協働によるよりよい学校づくりを推進していきます。また、コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発については、教職員や地域住民、保護者等に対して、学校訪問等でリーフレットを活用しながら、制度の効果的・効果的な活用について説明をしていきます。など
-------	---

施策4 子育てしやすい居住環境づくり

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

総合的な評価	■安全・安心な公園・緑地の整備に向け、稲田公園、富士見公園、等々力緑地において、民間事業手法等を活用し、公園施設の機能のあり方についての検討や再編整備事業を進めました。 稲田公園について、イベント、キッチンカーやプレーパークなど公募型の社会実験を通じて地域のニーズの把握を行い、地域や事業者へのヒアリングを丁寧に行ったため、整備設計には至りませんでした。再整備に向けて事業を進めることができました。 昨年度実験を行った川崎区池上新田公園、麻生区王禅寺ふるさと公園においてバスケットゴールを常設化し、新たに2公園において、バスケットゴールを実証実験として設置しました。 また、「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、職員による日常点検及び専門業者による遊具（2,074基）の定期点検を実施し、大型複合遊具を複数含む53基の遊具を更新しました。実績値は目標値を下回りましたが、大型複合遊具を更新しほぼ目標どおりであったと評価しています。今後も計画に基づき遊具の更新を進め、子どもたちの遊びや体験の場としても活用できる公園づくりを進めていきます。など
会議の意見・評価	子ども・子育て ■バスケットゴールの常設化や新たな実証実験の実施、公園遊具の定期点検や更新等を通じて、子どもたちの遊びや体験の身近な場となる公園づくりに取り組んだことを評価します。また、稲田公園をはじめとする公園の再整備については、引き続き、細部に十分に配慮しながら着実に再整備が進め、計画に沿った進捗管理が行われることを望みます。引き続き、公園施設の適切な維持管理の継続と、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化が推進されることを望みます。など
今後の取組	■市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、今後も「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化の取組を推進し、遊具など公園施設の安全確保と機能保全を図るため、計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行っていきます。また、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組は必要不可欠な事業であることから、継続的に事業を推進し、公園の魅力向上を図っていきます。など

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

(1) 事業の達成度

施策の方向性Ⅱは施策５～６で構成され、それに紐づく２６の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「３ ほぼ目標どおり達成した事務事業」が２５事業（９６．２％）、「４ 目標を下回った事務事業」が１事業（３．８％）であり、「１ 目標を大きく上回って達成した事務事業」、「２ 目標を上回って達成した事務事業」、「５ 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2) 施策の貢献度

施策の貢献度については、「Ａ 貢献している事務事業」が１８事業（６９．２％）、「Ｂ やや貢献している事務事業」が８事業（３０．８％）であり、「Ｃ 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3) 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」が２事業（７．７％）、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が２４事業（９２．３％）であり、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅱに属する事務事業において、主な新たな取組として、令和６年１１月に多摩区保育・子育て総合支援センターを開所しました。

達成度を４とした事業は、「５（２）認可保育所等整備事業」です。就学前児童数の減少等の影響により、定員に満たない既存保育施設が増加しており、法人経営に影響を及ぼす可能性があることから、より限定的に地域設定して募集を行ったため、実績は目標を下回りましたが、保育の質を担保した適正な選定を実施したほか、川崎認定保育園の認可化など多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努め、待機児童の解消を図ることができました。引き続き既存保育施設の有効活用を優先しながら、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な保育受入枠の確保に取組みます。

(5) 各施策の評価等

施策５ 質の高い保育・幼児教育の推進

高い保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の確保に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、特に特別な支援を必要とする子どもについては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への接続を適切に行うための連携など、居住する地域で適切な支援が受けられるよう取組を進めます。

総合的な評価	■就学前児童数は減少する一方で、保育所等の利用児童数が増加する中、既存保育施設の有効活用を前提とし、保育所等の新規整備のほか、定員変更、認可外保育施設の認可化など、保育受入枠を確保するとともに、一時預かりなど幼稚園における受入れを推進（５８園）したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、持続可能な支援策として、川崎認定保育園に対する助成を実施した結果、５年連続で待機児童ゼロを達成するとともに、高止まりする保育ニーズへの対応を図ることができました。など
--------	--

会議の意見・評価 子ども・子育て	■待機児童対策事業について、認可保育所の整備に限らず、既設保育所等の定員変更、認可外保育施設の認可化など、既存保育施設を有効活用しながら保育受入枠を確保するとともに、目標を上回る５８園において幼稚園の一時預かり事業を実施したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、川崎認定保育園に対する助成を実施したことを評価します。引き続き、安定的かつ継続的な保育の実施を確保するよう様々な工夫により効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。など
今後の取組	■待機児童対策事業について、就学前児童数の減少等、地域ごとの需要と供給のバランスを慎重に精査した上で保育受入枠の確保に向けた取組を効果的に推進していきます。など

施策６ 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。また、すべての子どもがいいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

総合的な評価	■市立学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して適切に医療的ケアを実施するため、看護師等の必要な人材を配置するとともに、令和６年度からは、全ての行政区において小学校通級指導教室の巡回方式による指導を開始するなど、一人ひとりの支援ニーズに的確に応えることができました。引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒の状況に応じた適切な支援を行います。など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師等の必要の人材を配置し、新たな取組として、全行政区における小学校通級指導教室の巡回方式による指導を開始し、一人ひとりの支援ニーズにできていることを評価します。昨年度に引き続き、特別支援教育サポーターや介助支援人材の設置、特別支援学校のセンター的機能担当教員の巡回訪問についても目標を達成し支援体制の整備が進んでいることを確認しましたので、引き続き一人ひとりに応じた適切な支援の推進されることを期待します。など
今後の取組	■特別支援教育推進事業について、引き続き、エリア拠点校を中心に、小学校通級指導教室の巡回方式による指導を実施するとともに、支援体制の強化に向けた検討を進めます。また、特別支援教育サポーターや介助支援人材の配置等を継続し、一人ひとりに応じた適切な支援を推進していきます。など

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

(1) 事業の達成度

施策の方向性Ⅲは施策 7 ～ 9 で構成され、それに紐づく 25 の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「3 ほぼ目標どおり達成した事務事業」が 22 事業（88%）、「4 目標を下回った事務事業」が 3 事業（12%）であり、「2 目標を上回って達成した事務事業」、「1 目標を大きく上回って達成した事務事業」及び「5 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

(2) 施策の貢献度

施策の貢献度については、「A 貢献している事務事業」が 16 事業（64%）、「B やや貢献している事務事業」が 9 事業（36%）であり、「C 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

(3) 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」2 事業（8%）、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が 21 事業（84%）、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」が 2 事業（8%）であり、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅲに属する事務事業において、主な新たな取組として、妊娠・出産に困りごとがある妊産婦の方を支援する川崎市妊産婦等生活援助事業の開始や、ひとり親家庭等の総合的支援事業において、養育費確保支援として実施する補助金の対象経費を拡充するとともに、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学 3 年生の子どもの高校受験に向けた模試受験料の補助を開始しました。

達成度を 4 とした事業は、「8（5）民生委員児童委員活動育成等事業」、「8（9）障害者社会参加促進事業」、「9（2）障害児施設事業」の 3 事業です。「8（5）民生委員児童委員活動育成等事業」では、活動の負担軽減のため担当世帯数の適正化や効果的な研修の実施を行い、担い手確保のため広報強化を図ったことにより、新たに 26 名の委嘱を行いました。本市の世帯数の増加に伴う定員数が令和 5 年度よりも 26 増加したことや、転出等に伴う解職などにより、充足率は令和 5 年度よりも 0.7 ポイント低下して 81.3% となり、目標の充足率を下回りました。「8（9）障害者社会参加促進事業」では、生活訓練等事業の一部の講座において参加者数が増加している一方で、参加者の高齢化が進み、訓練への参加が難しくなった方が増加したことから、目標値を達成することができませんでした。「9（2）障害児施設事業」では、指定障害児相談支援事業所を新たに 4 か所開設されましたが、令和 3 年度に実施した障害者相談支援センターの機能整理に伴う同センターの指定障害児相談支援事業所としての経過措置期間が終了したことから、全体数としては減少したため目標を下回りました。

(5) 各事業の評価等

施策 7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

総合的な評価	■区役所地域まもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付けるとともに、令和 7 年度から試行実施することとし、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。 ■児童福祉司等の増員を行い児童相談所の体制を強化したほか、一時保護所に入所中の学齢児を対象に意見表明等支援事業を実施し、子どもが意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの権利擁護を推進しました。また、一時保護所における生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保護所の施設整備を進めました。など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない支援を行うため、試行実施として、区役所地域まもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、区役所における相談支援体制の整備に取り組んだことを評価します。試行実施の状況を踏まえながら、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運用した、更なる相談支援体制の構築に向けた取組に期待します。 ■児童相談所体制の充実に向けた児童福祉司や児童心理士等の増員や、子どもの意見表明機会の確保のための意見表明等支援事業の新規実施、一時保護児童の生活環境の改善や定員拡大を図るための、中部児童相談所一時保護施設の新築工事を実施したことを評価します。引き続き、複雑困難化する児童相談に対し、迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の相談支援体制の強化や保健・医療機関や警察等との連携、子どもの権利擁護の推進に向けた取組を進めていくことを期待します。など
今後の取組	■子育て家庭等の課題に対する早期発見・対応、重篤化への未然防止等に向けて、区役所にこども家庭センター機能を位置付け、児童福祉・母子保健の両機能をより一体的に運営することで、多様な支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関と連携しながら、個別的・専門的な支援を進める取組の試行実施を通じて、子どもを安心して育てることのできるまちづくりを推進していきます。 ■複雑・困難化する相談に対応するため、児童福祉司等の増員や各種研修等による人材育成の推進を通じて児童相談所の体制強化を進め、適切な相談・援助活動を実施していきます。また、中部児童相談所一時保護所の新築工事をにより一時保護所の定員の増加を図るとともに、児童の安全な生活を保障し、児童一人ひとりが適性や能力等に応じた学習を行うことができるよう通学支援や学習環境の整備等を推進していきます。など

施策 8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

総合的な評価	■民生委員児童委員活動育成等事業については、民生委員児童委員について新たに 26 名の委嘱を行いました。本市の世帯数の増加に伴い、定員数が令和 5 年度よりも 26 増加したことや、転出等に伴う解職などにより、充足率は令和 5 年度よりも 0.7 ポイント低下して 81.3%となり、目標の充足率には届きませんでした。民生委員児童委員制度に関する他都市への調査や市内民生委員児童委員へのアンケート調査の結果等を踏まえ、現状や課題を整理し、「制度・活動に関する広報・普及啓発」、「地区民児協で支え合う仕組みづくり」、地域支え合い人財づくりツアーをはじめとした「担い手の確保策」等の対応策により、「人材確保」と「活動の負担軽減」を組み合わせて進めることで、充足率の向上を図ります。など
会議の意見・評価 子ども・子育て	■民生委員児童委員活動育成等事業における民生委員児童委員の充足率について、本市の世帯数の増加に伴う定員数の増加や、現委員の転出等に伴う解職等により目標指標及び昨年度の数値を下回ったものの、新たに 26 名の委嘱がなされたことを評価します。引き続き、制度の広報・普及啓発や現状の課題整理を通じて「人材確保」と「活動の負担軽減」を行い、充足率の向上に向けた取組を進め、民生委員児童委員を適切に配置し、多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築を望みます。また、今後の事業方針について、事業の規模拡大とありますが、規模拡大にあたっては、より効果的な事業手法を望みます。など
今度の取組	■民生委員児童委員活動育成等事業について、民生委員児童委員制度に関する他都市への調査や市内民生委員児童委員へのアンケート調査の結果等を踏まえ、地域支え合い人財づくりツアーや効果的な広報・啓発、民生委員児童委員同士の取組の共有、民生委員児童委員に対する活動費の増額等により、人材確保と活動環境の整備を進めることで、充足率の向上を図ります。更生保護事業について、令和 6 年 3 月に策定した「第 4 次川崎市自殺対策総合推進計画」をもとに、統計分析を通じた自殺の実態分析を踏まえ、自殺予防に関する普及啓発や庁内外問わず多様な主体との連携、人材育成等について、既存の手法にとらわれず、必要性・有効性・効率性に基づく取組を進めます。など

施策 9 障害福祉サービスの充実

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

総合的な評価	■川崎市医療的ケア児連絡調整会議における医療的ケア児支援の充実と関係機関の連携強化に向けた協議の実施や、「医療的ケア児・者等支援拠点」における医療的ケア児等を対象とした専門相談支援の実施、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の新規開設など、医療的ケア児とその家族が身近な地域で相談や支援を受けられる体制の整備が進みました。一方、指定障害児相談支援事業所については、新たに 4 か所が開設されたものの、障害者相談支援センターの指定がなくなったことから、全体数としては減少しました。引き続き、県と連携し、事業者に対して相談支援事業所の誘致等の働きかけを行う等の、指定障害児相談支援事業所の拡充に取り組みます。など
--------	--

子ども子育て会議の意見・評価	■医療機関等関係機関と行政の連携の場である川崎市医療的ケア児連絡調整会議において、関係機関による新たな取組の共有や医療的ケア児支援策の拡充と連携強化に向けた協議が行われたこと、また、昨年度に引き続き、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所を新規に開設するなど、医療的ケア児とその家族が身近な地域で相談や支援を受けられる体制の整備が進められたことについて評価します。指定障害児相談支援事業所の減少については、障害児の通所サービス利用の支援のため、事業所の拡充を望みます。など
取組 今度の	■増加する一時預かりニーズへの対応として、重度の医療的ケア児等を受け入れた場合の看護師等の職員配置等を行う施設等への支援を充実させます。など

5. 点検・評価の結果(第5章 個別課題における推進項目の進捗状況及び今後の方向性)

3つの課題「子どもの貧困対策の推進」、「児童家庭支援・児童虐待対策の推進」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進」における推進項目について、進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示しました。

(1)子どもの貧困対策の推進

●取組の方向性1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する経済的支援、学習支援や就労支援等のほか、保護者への経済的支援、生活支援や就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を推進しました。

【取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性】

ひとり親世帯への支援については、引き続き「子育て・生活支援」・「就業支援」・「養育費確保」・「経済的支援」等の多方面からの総合的な支援施策を実施し、ひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組んでいきます。特に、「養育費確保」支援として離婚前後の親子への情報提供や個別相談機会の提供についても強化します。また、次期計画期間の策定に向けて、市内のひとり親家庭を対象としたアンケートを実施します。

生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施するとともに、「学習支援・居場所づくり事業」により、ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象とする学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援とともに、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。

社会的養護を必要とする児童等への支援については、里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。また、施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き施設の小規模化の推進、職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援については、就学援助費、高等学校奨学金、大学奨学金、学び直し支援金及び授業料の免除等を、継続的に実施していきます。

●取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

地域の子育て機関やボランティア等と連携し、子育て家庭を孤立させないつながりづくり、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える仕組みづくりを推進するため、種々の施策に取り組みました。

【取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性】

子育て家庭を孤立させないつながりづくりについては、引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。

多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりについては、こども文化センターの施設特性を活かしながら、引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。

支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくりについては、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、引き続き、その役割を担う団体に対し、補助金を交付します。

●取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を個別的・専門的に行うとともに、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを推進しました。

【取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性】

相談・支援機関の支援の充実については、保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センター等の場を活用し、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援及び地域の関係機関と連携した子ども・子育て支援を実施します。また、各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討を進めるとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により早期発見・対応に取り組みます。

相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。また、区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。

●取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

【取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性】

母子保健の推進については、妊婦、産婦、乳幼児に対する健康診断の結果の把握を行い、早期支援につなげられるよう相談業務を充実していきます。また、関係機関と連携の強化を図るため、連絡会議等を開催していきます。

保育・幼児教育の推進については、公立保育所等の実践フィールドを活用した公開保育や職員交流、保育の課題や実践を主とした研修等の開催、体験保育や離乳食講座等の子育て支援を通して、更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。

学校教育の推進については、習熟の程度に応じたきめ細かな指導では、少人数指導など、個に応じた取組について継続的に調査、研究をさらに進めていく必要があります。また、3年目を迎えた新しい市学習状況調査では、一昨年度から実施した学年では、3年間の結果を経年で比較することが可能となりましたので、子どもが自分の学習状況を把握することで、主体的に1人1台端末を活用して学習改善を行ったり、各学校が子どもの実態を踏まえた授業改善に取り組んだりして、「分かる」授業の実現に向けた取組を一層継続して行う必要があります。

(2)児童家庭支援・児童虐待対策の推進

●取組の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

【取組の方向性 1 次年度以降の主な取組の方向性】

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実や市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに継続して取り組みます。

●取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

【取組の方向性 2 次年度以降の主な取組の方向性】

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠期に必要な知識の普及啓発や思春期保健相談の実施、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組めます。

●取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

【取組の方向性 3 次年度以降の主な取組の方向性】

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化するなど、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

●取組の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

【取組の方向性 4 次年度以降の主な取組の方向性】

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、本市としても重要な課題である子どもの安全を最優先に、安心して子育てができるよう、支援の充実・強化を行います。

●取組の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

【取組の方向性 5 次年度以降の主な取組の方向性】

国の新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン等において、児童福祉司等の増員による体制強化と併せて、職員の専門性強化も求められており、人材育成の必要性はますます高まっています。そのため、各種研修等による職員の資質向上や児童家庭相談全体における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーションを進めていきます。

●取組の方向性6 社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

【取組の方向性 6 次年度以降の主な取組の方向性】

より家庭に近い環境での養育を実現するため、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

●取組の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

【取組の方向性 7 次年度以降の主な取組の方向性】

地域に向けた普及啓発の取組について関係する団体と連携するとともに、児童虐待の課題への対応策を進めるため、警察などの関係機関や他の自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

【(3)困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進】

●取組の方向性1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みました。

【取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性】

引き続き、多世代にとって、安全・安心な居場所となるよう、こども文化センターを活用し行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めます。

「フリースペースえん」については、引き続き、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校等と連携を図りながら、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援していきます。

「ゆうゆう広場」の運営については、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握しながら、自己肯定感や活動への意欲の回復に向けたプログラムを実施し、ICTも活用した学習支援の充実を図ります。

●取組の方向性2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自らSOSを発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者のSOSをしっかりとキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みました。

【取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性】

各学校の支援のため、総合教育センターの教育相談事業と連携をとり、今後も継続していきます。また学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。

エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があるため、今後も継続していきます。またGIGAスクール構想による1人1台端末に対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを実践し、効果検証をしていきます。

●取組の方向性3 地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りや地域団体等のつながりづくりなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に取り組みました。

【取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性】

「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりや社会的自立に向けた支援の場づくりに取り組みます。

●取組の方向性4 専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細やかな支援ができるよう、体制強化を図るとともに、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みました。

【取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性】

要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化については、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。

不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化について、ひきこもりにおいては、ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。

発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化については、引き続き、各センターの適正な運営を行い、支援体制の充実に向けた取組を実施するとともに、地域療育センターについては、本来の機能を発揮できるよう、子ども発達・相談センターとの業務整理を行った上で、児童福祉法の改正を踏まえ、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の支援や、保育所・学校等への機関支援の充実に向けた取組を進めます。

就労・自立に向けた相談支援体制の強化については、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施するとともに、若年無業者等の職業的自立支援に取り組めます。

●取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

児童虐待、非行、不登校及びひきこもり等複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実を図るため、関係機関相互の連携強化に取り組みました。

【取組の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性】

非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察（各警察署・少年相談・保護センター）・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図るとともに、学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。

各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を行っていきます。